

『近代社會事業と方面・救護の實際』

財部叶 著

盛進社書房 [刊]

1933年4月 272頁 図書番号 OF-0413

戦前の社会福祉行政、特に貧困救済事業において重要な役割を担ったのが「救護法」と「方面委員制度」であった。

前者は増大する貧困層に対応するため 1929（昭和 4）年に制定され、生活困難な老人、児童、傷病者、妊産婦等の公的扶助による救済を目的としたが、同時に被扶助者に公民権停止などの厳しい制限を課した。後者は「方面委員」と呼ばれる役員が担当地域（方面）の貧困状態を調査し、それをもとに窮民の自立支援や保護救済を行う制度であった。第 2 次大戦後の社会福祉制度改革によって導入された民生委員制度は、これをもとにしている。当初は岡山県の「済世顧問制度」や大阪府の「方面委員制度」のように地方団体（あるいは社会事業団体）による任意の設置、運営であったが、1936（昭和 11）年の「方面委員令」により全国統一の公的制度となった。

1933（昭和 8）年に刊行された本書は、これら救護法と方面委員制度について詳説したものである。

著者の財部叶は、宮崎県で長く教育行政に携わったのち東京市社会局に勤務した。執筆当時は保護課隣保掛長であった。巻頭の「緒言」には「本書が全國方面委員、救護委員諸氏は勿論、其れ等關係者各位の日夕執務の一助となり伴侣たりうるばかりでなく、併せて社會事業に關心を有する世の多くの人々の研究の手引となるものならば此の上なき幸とする」とあり、社会事業に携わる者の「手引き書」たらんとした本書刊行の意図を読みとることができる。

本書ではまず最初に、「慈善事業」が「救済事業」を経て「社会事業」へと発展する歴史的過程と、明治以降のわが国における社会事業の発達状況について論じている。ここで著者は、1918（大正 7）年の米騒動と 1923（大正 12）年の関東大震災が「物價騰貴と特殊階級の出現」を促し、それが「社會事業の必要をしかく痛感せしめた」ことで、方面委員制度の普及や救護法の実施につながったと述べている。

続いて方面委員制度と救護法をそれぞれ取り上げ詳解している。

方面委員制度に関しては、その起源から成立の過程、方面事業の運営方法や委員の職務などを解説し、同制度を「我が國に於ける社會事業にあつては、方面委員制度こそ其の中心をなすもの」であり、「近代社會事業の結晶であり、其の粹である」と絶賛している。一方救護法に対しては、法律の徹底と運用に懷疑的である。金銭等による具体的な扶助規定があることから「却つて惰民を増加し、窮民の出現を助長するに非ざるなきやの危惧の念を抱かしむる」と懸念を表明し、もしそのような事態になれば「物質本位救済の缺陷を如實に曝露したものであつて誠に遺憾」と手厳しい。法律の説明は救護事務の現場を想定した条文解釈形式であるが、内容は内務省社会局社会部編『救護法の説明』（1931（昭和 6）年刊行、本館所蔵）の再録となっている。

なお、本書には「関係法規類」として救護法や方面事業にかかわる各種法令が、「便覧」として昭和 7 年度における東京市内の社会事業団体一覧や東京市方面委員名簿などが収録されている。

（井上学・市政専門図書館司書）